

長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱

長崎市告示第 424 号

令和 4 年 7 月 29 日

改正 令和 5 年 3 月 29 日告示第 117 号

改正 令和 5 年 6 月 16 日告示第 340 号

改正 令和 6 年 6 月 7 日告示第 420 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、農業の持続的な発展を図り、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、農業の担い手から経営を継承し、及び発展させるために取り組む経営者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 63 年長崎市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心経営体等 次のア及びイに掲げる者をいう。

ア 実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知）の 2 の(1)の「実質化された人・農地プラン」をいう。）に中心となる経営体として位置付けられている者

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項の規定により認定を受けた者

- (2) 家族農業経営 経営者の三親等以内の親族が年間60日以上、経営者の農業経営に従事することをいう。
- (3) 青色申告者（所得税） 所得税法（昭和40年法律第33号）第143条の規定により承認を受けている者又は同法第144条に規定する申請書を提出した者をいう。
- (4) 青色申告者（法人税） 法人税法（昭和22年法律第28号）第121条第1項の規定により承認を受けている者又は同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいう。
- (5) 家族経営協定 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）の第2に規定する協定をいう。
- (6) 集落営農組織 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人事業主の場合にあつては、次のアからコまでに該当すること。
 - ア 令和5年1月1日から第6条に規定する採択の申込時まで中心経営体等である先代事業者（個人事業主に限る。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法第229条に規定する届出書、同法第2条第1項第37号に規定する確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限る。）。
 - イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有してい

た生産基盤、経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ 税務申告等を補助事業者の名義で行っていること。

エ 青色申告者（所得税）であること。

オ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

カ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

キ 地域の農地等の引受けその他地域農業の維持及び発展に貢献する強い意欲を有していること。

ク アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

ケ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」という。）に係る資金及び新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成総合実施要綱」という。）別記2の第2の2に掲げる事業（以下「経営開始資金」という。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

コ 新規就農者育成総合実施要綱別記1に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」という。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

(2) 補助事業者が法人（集落営農組織を含む。）の場合にあっては、次のアからクまでに該当すること。

ア 次の(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者（個人に限る。以下同じ。）が経営発展計画の提出時まで当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約により確認ができる場合に限る。）。

(イ) 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受ける際に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が令和5年1月1日から第6条に規定する採択の申込時まで当該主宰権の移譲を受けていること。

イ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人又は先代事業者が有していた生産基盤、経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ 青色申告者（法人税）であること。

エ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 地域の農地等の引受けその他地域農業の維持及び発展に貢献する強い意欲を有していること。

カ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

キ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が農業次世代人材投資事業（経営開始型）及び経営開始資金に係る資金の交付を現に受けていないこと。

ク アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支

援事業を実施していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、経営発展計画に定める経営発展の取組（以下「補助対象事業」という。）と同一内容の取組を助成する国（独立行政法人等を含む。）の他の事業（融資に関する利子助成措置を除く。）の採択又は交付の決定を受けている者は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、100万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（採択の申請）

第6条 補助対象事業の採択を受けようとする者は、市長が別に指定する期日までに、長崎市経営継承・発展等支援事業取組承認申請書（第1号様式）に、経営発展計画（第2号様式）、経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（第3号様式）及び環境負荷低減のチェックシート（第3号様式の2）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の採択）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたとき、又は不適当と認めたときは、補助対象事業の申込みをした者に対して長崎市経営継承・発展等支援事業採択結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（計画承認申請）

第8条 前条の規定により、採択されることとなった補助事業者は、通知

があった日から5日以内に、長崎市経営継承・発展等支援事業取組承認申請書に、経営発展計画、経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト及び環境負荷低減のチェックシートを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第6条の採択の申込時の書類と変更がない場合は、当該書類の提出を省略するものとする。

(計画の承認)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるとき、又は不適当と認めるときは、当該書類を提出した者に対して長崎市経営継承・発展等支援事業実施計画(変更)承認(不承認)通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助事業者は、前条の規定により承認を受けた計画について、次の各号のいずれかに該当する内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の追加、中止又は廃止
- (2) 主要な事業内容の変更(経営発展の取組内容、成果目標等をいう。
)
- (3) 事業費の30パーセントを超える増減

2 第8条及び前条の規定は、承認を受けた計画を変更する場合について準用する。

(補助金の交付の申請)

第11条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、第9条の規定による通知があった日から5日以内とする。この場合において、補助金の交付の申請に当たっては、第8条に規定する計画承認申請と同時に提出できるものとする。

- 2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、経営発展計画及び長崎市経営継承・発展等支援事業収支予算書（第6号様式）とする。
- 3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。
- 4 補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和68年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定前着手届）

第12条 補助事業者は、市長から長崎市事業実施計画（変更）承認（不承認）通知書を受理したのち、地域の実情等のやむを得ない事情により、補助金の交付の決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、次に掲げる内容に同意のうえ、交付決定前着手届（第7号様式）を提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等その他の事由により、既に実施した事業に係る損失等が生じた場合、これらの損失等は、補助事業者が負担すること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた補助金の額が、補助金の交付の申請額又は補助金の交付の申請予定額に達しない場合でも異議がないこと。

(3) 事業の着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

(補助金の交付の変更)

第13条 規則第5条第3項に規定する申請書に添付する書類は、経営発展計画及び長崎市経営継承・発展等支援事業収支予算書とする。

(軽微な変更の範囲)

第14条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた経営発展計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の補助対象事業の変更であること。

(2) 補助対象経費の3割以内の変更であって、補助金の額の増減を伴わないものであること。

(帳簿の整備及び保管)

第15条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、補助金に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を整備のうえ、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(申請の取下げ)

第16条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過する日とする。

(取組完了報告)

第17条 補助事業者は、事業が完了した場合は、事業の完了後の14日以内又は事業実施年度の2月末日までのいずれか早い日までに、長崎市経営継承・発展等支援事業取組完了報告書(第8号様式)を市長に提出

しなければならない。

(実績報告)

第18条 規則第12条に規定する期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日とする。

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、長崎市経営継承・発展等支援事業収支決算書(第9号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 経営発展計画に事業の取組実績を記載したもの

(2) 写真、研修資料、成果物等の取組内容の履行確認ができるもの

(3) 支払関係一式(納品書・請求書・領収証等をいう。)の写し

(4) 作業日報の写し及び労働契約書の写し(補助対象事業のために臨時雇用を行った場合に限る。)

(5) 財産管理台帳(第10号様式)(単価50万円(税込)以上の機械装置等を導入した場合に限る。)

(取得財産等の管理)

第19条 補助事業者は、取得財産等(補助対象事業により取得し、又は効用の増加した規則第19条各号に掲げる財産をいう。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)別表第1及び別表第2に定められた当該財産の

耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第21条 第11条第4項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、規則第12条の規定による実績報告を行う際に当該補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して実績報告するとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第11号様式)により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出する際に仕入れに係る消費税等相当額が明らかでなく、その後確定した場合には確定後速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

(実施状況報告)

第22条 補助事業者は、事業の実施年度から翌々年度までの間、毎年度末に長崎市経営継承・発展等支援事業実施状況報告書(第12号様式)を提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第23条 補助事業者は、事業の実施年度から翌々年度までに氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、速やかに住所等変更届(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 4 年 7 月 29 日 長崎市告示第 424 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日 長崎市告示第 117 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 16 日 長崎市告示第 340 号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 年 月 日 長崎市告示第 号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 補助対象経費 |
|-------------|---|
| (1) 専門家謝金 | 補助対象事業の遂行に必要な指導、助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費 |
| (2) 専門家旅費 | 補助対象事業の遂行に必要な指導、助言等を受けるために依頼した専門家等に支払われる旅費 |
| (3) 研修費 | 補助対象事業の遂行に必要な研修を受講する際の受講料として研修主催者に支払われる経費 |
| (4) 旅費 | 補助対象事業の遂行に必要な情報収集、各種調査の実施及び研修を受講するために必要となる旅費 |
| (5) 機械装置等費 | 補助対象事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費 |
| (6) 広報費 | 補助対象事業の遂行に必要な販売用のホームページ、パンフレット、ポスター、チラシ等の作成及び広報媒体等を活用するために支払われる経費 |
| (7) 展示会等出展費 | 補助対象事業の遂行に必要な農畜産物の販売促進に向けたPR活動（展示会等の出店、イベント料等をいう。）及びネット販売に係る経費 |
| (8) 開発・取得費 | 補助対象事業の遂行に必要な新商品の試作品、包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良又は加工するために支払われる経費及びGAP等の認証取得に係る審査費用等の経費 |
| (9) 雑役務費 | 補助対象事業の遂行に必要な業務及び事務を補助するために補助対象事業期間に行った人材募集費用、臨時的に雇った者の宿泊料、アルバイト代、労働者災害補償保険料、派遣労働者の派遣料、作業委託料及び交通費として支払われる経費 |
| (10) 借料 | 補助対象事業の遂行に必要な機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費 |
| (11) 設備処分費 | 補助対象事業の遂行に必要な取組を行うために必要な補助事業者が所有する死蔵の機械装置等を廃棄し、若しくは処分し、又は借りていた機械装置等を返却する際に修理し若しくは原状回復するために必要な経費 |
| (12) 委託費 | (1)から(11)までに該当しない経費であって、補助対象事業遂行に必要な業務（自ら実行することが困難な業務に限る。）の一部を第三者に委託し、又は委任するために支払われるもの |
| (13) 外注費 | (1)から(12)までに該当しない経費であって、補助対象事業遂行に必要な業務（新商品の開発等、自ら実行することが困難な業務に限る。）の一部を第三者に外注し、又は請負するために支払われるもの |

備考 (1)から(13)までに掲げる経費のうち、次の1から24までに該当する経費は、補助対象経費としない。

- 1 補助対象事業の目的に合わないもの
- 2 先代経営事業者又は先代経営者が補助対象事業の用に供していた資産を後継者が取得する際に要する経費
- 3 必要な経理書類(領収書等をいう。)を用意できないもの
- 4 交付決定前着手の承認を受けていない交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 5 生物の購入費（ただし、新たな品種、作物及び部門の導入又は新商品の開発の取組として購

入する場合を除く。)

- 6 販売又は有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費（賃貸物件の修繕費等を含む。）
- 7 オークション品の購入（インターネットオークション又はフリマサイトを含む。）
- 8 駐車場代（ただし、専門家旅費又は旅費に該当するものを除く。）、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- 9 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 10 パソコン、タブレット端末、ハードディスク、ネットワーク機器（LAN、Wi-Fi等の接続機器をいう。）、サーバー等の購入費
- 11 事務用品等の消耗品代（ハサミ、テープ類、CD、DVD、USBメモリ、SDカード、電池、段ボール、梱包材等の購入費をいう。）
- 12 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 13 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 14 不動産の購入費、取得費及び賃借料、車検費用並びに修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除く。）
- 15 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 16 金融機関に支払う振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は、補助の対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料等
- 17 補助対象事業の遂行に必要なではない公租公課
- 18 各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは、補助の対象とする。）
- 19 借入金等の支払利息及び遅延損害金、クラウドファンディング実施に係る手数料
- 20 商品券、金券の購入、仮想通貨、クーポン、ポイント（クレジットカード会社等から付与されたものをいう。）、金券、商品券（消費税増税に伴い発行されるプレミアム付き商品券を含む。）及び小切手
- 21 役員報酬及び直接人件費
- 22 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 23 補助金の応募書類、事業実績報告書等の作成等に係る費用
- 24 備考1から23までに掲げる経費のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

第1号様式（第6条、第8条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

長崎市経営継承・発展等支援事業取組承認申請書

長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第6条又は第8条の規定に基づき、
事業の取組承認を申請します。

（添付書類）経営発展計画（第2号様式）

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（第3号様式）

環境負荷低減のチェックシート（第3号様式の2号様式）

経営発展計画

| | |
|-------|--|
| 整理番号 | |
| 都道府県名 | |
| 市町村名 | |

1 申請者

| | | | | | | | |
|------------------|-------|--|-------------|----------|----|----------|---------|
| ふりがな 氏名(代表者名) | | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 | ふりがな 住 所 | 〒 | | | |
| ふりがな 法人名 | | 法人番号 (13桁) | | | 年齢 | 年 月 日生まれ | 継承時点: 歳 |
| 連絡先 | 電話番号: | | | メールアドレス: | | | |

2 経営概要

| | | | | | | | |
|--|---|------------------------|---|------------------------|--|--|--|
| 農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている <input type="checkbox"/> | | | | | | | |
| 営農類型 | <input type="checkbox"/> 水田作 <input type="checkbox"/> 畑作 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 露地花き <input type="checkbox"/> 施設花き <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> 繁殖牛 <input type="checkbox"/> 肥育牛 <input type="checkbox"/> 養豚 <input type="checkbox"/> 採卵養鶏 <input type="checkbox"/> 食肉鶏 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| 経営面積 飼養頭羽数 | 【作目】 _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) _____, _____ a (品種名: _____), _____, _____ a (品種名: _____) 【飼養頭羽数】 _____ 頭・羽 (品種名: _____), _____ 頭・羽 (品種名: _____) | | | | | | |
| 従業員数等 | 役員数 | _____ 人 (うち女性 _____ 人) | 常時雇用者数 | _____ 人 (うち女性 _____ 人) | 女性が部門責任者である <input type="checkbox"/> 環境配慮 <input type="checkbox"/> | | |
| | 臨時雇用者数 | _____ 人 | | | | | |
| 農業所得 | _____ 円 | | <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税・簡易課税事業者等 | | | | |
| 経営方針 | | | | | | | |

3 経営継承の概要

(1) 先代事業者・先代経営者

| | | | | | | | |
|------------------|--|--|-------------|---|----|----------|---------|
| ふりがな 氏名(代表者名) | | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 | ふりがな 住 所 | 〒 | | | |
| ふりがな 法人名 | | 法人番号 (13桁) | | | 年齢 | 年 月 日生まれ | 継承時点: 歳 |

(2) 継承した資産等の概要

| | | | |
|------|------|---------|-------|
| | | 経営継承年月日 | 年 月 日 |
| 資産区分 | 継承方法 | 備 考 | |
| 農地等 | | | |
| 機械 | | | |
| 施設 | | | |

4 経営発展の取組

| | | | | |
|-----------|---|----------|----------|------|
| 取組区分 | ①法人化 ②新たな品種・部門等の導入 ③認証取得 ④データ活用経営 ⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化 ⑦就業環境の改善 ⑧外部研修の受講 ⑨販路開拓 ⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上 ⑫規格等の改善 ⑬防災・減災の導入 | | | |
| 取組内容 | 【具体的な取組内容】 | | | |
| | 区分番号 | 区分別の取組内容 | 経費(円) | 経費内訳 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 経費(事業費)合計 | | 円 | 補助対象経費合計 | 円 |

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

| 項目 | 経営継承時 | 1年度目 (事業実施年度) | 2年度目 | 3年度目 (目標年度) | 経営継承時から 目標年度までの 増減率(%) |
|------------------|-------|------------------|------|----------------|------------------------------|
| ア 1経営体当たりの付加価値額 | (万円) | | | | |
| イ 就業者1人当たりの付加価値額 | (万円) | | | | |

(2)地域貢献

| 項目 | 現状 | 1年度目 (事業実施年度) | 2年度目 | 3年度目 (目標年度) | 現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人) |
|-----------------|---------|------------------|------|----------------|----------------------------------|
| ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大 | (a、頭、羽) | | | | |
| イ 常時雇用者数の増加 | (人) | | | | |

6 地域貢献に関する特徴的な取組

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和 年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

| | |
|---|--------------------------|
| 補助対象者の要件を満たしています。 | <input type="checkbox"/> |
| 本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。 | <input type="checkbox"/> |
| 既に本事業の採択・交付決定を受けていません。 | <input type="checkbox"/> |
| 国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。 | <input type="checkbox"/> |
| 本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。 | <input type="checkbox"/> |

(注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。

2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

| | |
|---|--------------------------|
| 本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。) | <input type="checkbox"/> |
|---|--------------------------|

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト

氏名(法人名・代表者名): _____

住 所: _____

| チェック項目 | チェック欄 |
|--|--------------------------|
| 1. 全般的な事項について | |
| 記入漏れはありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 補助を受けるために必要となる補助対象者の要件を確認し、経営発展計画及び添付書類の記載事項について事実と相違ありませんか？ | <input type="checkbox"/> |
| 補助事業の内容等を変更する際には事前に補助金事務局に相談が必要なことを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 交付決定前着手届を提出していない場合、補助金交付決定を受ける前に発生した経費は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないことを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があることを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 50万円(税込)以上の所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があることを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者の場合、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないことを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 本事業以外の国が助成する事業(融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択等を受けている場合は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 個人情報の使用目的について確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| アンケート調査等への協力について確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 公募要領等に記載のない事項については、補助金事務局からの指示に従うことについて確認・同意しましたか？ | <input type="checkbox"/> |
| 2. 申請者欄について | |
| 後継者(申請者)が経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)より前に農業経営を主宰していません。 | <input type="checkbox"/> |
| 後継者(申請者)が農業人材次世代投資事業(経営開始型)及び経営開始資金、経営発展支援事業による助成を受けたことはありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に強い意欲を有しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表取締役就任日)における年齢を記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 連絡先(電話番号及びメールアドレス)に誤りはありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 3. 経営概要欄について | |
| 営農類型は、直近事業年度における農業生産物販売収入が最も多いもの一つを選択しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 経営継承に際して、原則として、先代事業者の経営資産や経営規模等が著しく縮小していません。 | <input type="checkbox"/> |
| 経営面積・飼養頭羽数は、単位や品種名は事実と相違がありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 女性が部門責任者であるとしてチェックした部門は、組織図や区分経理などで客観的に確認できます。 | <input type="checkbox"/> |
| 環境配慮にチェックした場合、環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが確認できる書類等を添付しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 農業所得は、申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の経営継承した時点における所得を税務申告書類等から記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 消費税の課税事業者の欄におけるチェックに誤りはありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている場合は、該当欄にチェックを入れています。 | <input type="checkbox"/> |
| 4. 経営継承の概要欄について | |
| 先代事業者・先代経営者は中心経営体等でした。 | <input type="checkbox"/> |
| 法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)における年齢を記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 継承方法及び備考の記載内容は事実と相違ありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 5. 経営発展の取組欄について | |
| 区分番号は、具体的な取組内容と合致しており、具体的な取組内容を記載しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 「経費(円)」の欄は税込み価格で記載し、課税事業者の場合は「補助対象経費合計」欄(上限100万円)が税抜き価格で計算された記載になっています。 | <input type="checkbox"/> |
| 経費内訳は、見積書などを参考にして適切に記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 公募要領に記載されている【対象とならない経費例】に該当しているものはありません。 | <input type="checkbox"/> |
| 6. 成果目標の設定欄について | |
| 計算方法、単位など誤りなく記入しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 目標値は、実現可能性などを考慮して適切に設定しています。 | <input type="checkbox"/> |
| 7. 地域貢献に関する特徴的な取組欄について | |
| 成果目標欄に記入した取組以外であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記入しています。 | <input type="checkbox"/> |

| | |
|------|--|
| 市町村名 | |
| 氏名 | |

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

| | 申請時 (します) | (1) 適正な施肥 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| ① | <input type="checkbox"/> | 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> |
| ② | <input type="checkbox"/> | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> |
| ③ | <input type="checkbox"/> | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | <input type="checkbox"/> | 有機物の適正な施用による土づくりを検討 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (2) 適正な防除 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|---------------------------------------|--------------------------|
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | <input type="checkbox"/> | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ | <input type="checkbox"/> | 農薬の適正な使用・保管 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ | <input type="checkbox"/> | 農薬の使用状況等の記録・保存 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (3) エネルギーの節減 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| ⑩ | <input type="checkbox"/> | 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ | <input type="checkbox"/> | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|-------------------|--------------------------|
| ⑫ | <input type="checkbox"/> | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| ⑬ | <input type="checkbox"/> | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (6) 生物多様性への悪影響の防止 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|---|--------------------------|
| ⑭ | <input type="checkbox"/> | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲） | <input type="checkbox"/> |
| ⑮ | <input type="checkbox"/> | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲） | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (7) 環境関係法令の遵守等 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| ⑯ | <input type="checkbox"/> | みどりの食料システム戦略の理解 | <input type="checkbox"/> |
| ⑰ | <input type="checkbox"/> | 関係法令の遵守 | <input type="checkbox"/> |
| ⑱ | <input type="checkbox"/> | 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> |
| ⑲ | <input type="checkbox"/> | 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> |

| | |
|------|--|
| 市町村名 | |
| 氏名 | |

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

| 申請時 (します) | (1) 適正な施肥 | 報告時 (しました) | 申請時 (します) | (5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|--|---|--------------------------|--------------|---|--------------------------|---|--|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--|--|--------------------------|--------------|---|--------------------------|---|--|--------------------------|---|----------------------------------|--------------------------|---|---|--------------------------|---|--|--------------------------|---|--|--------------------------|---|--|--------------------------|
| ① | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> | ⑨ | <input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(6) 生物多様性への悪影響の防止</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩</td> <td><input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | 申請時 (します) | (6) 生物多様性への悪影響の防止 | 報告時 (しました) | ⑩ | <input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請時 (します) | (6) 生物多様性への悪影響の防止 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ | <input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(2) 適正な防除</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td><input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td><input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 農薬の適正な使用・保管</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td><input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 農薬の使用状況等の記録・保存</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | 申請時 (します) | (2) 適正な防除 | 報告時 (しました) | ③ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> | ④ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管 | <input type="checkbox"/> | ⑤ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存 | <input type="checkbox"/> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(7) 環境関係法令の遵守等</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑪</td> <td><input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td><input type="checkbox"/> 関係法令の遵守</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td><input type="checkbox"/> GAP・HACCPについて可能な取組から実践</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td><input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td><input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td><input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | 申請時 (します) | (7) 環境関係法令の遵守等 | 報告時 (しました) | ⑪ | <input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解 | <input type="checkbox"/> | ⑫ | <input type="checkbox"/> 関係法令の遵守 | <input type="checkbox"/> | ⑬ | <input type="checkbox"/> GAP・HACCPについて可能な取組から実践 | <input type="checkbox"/> | ⑭ | <input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している | <input type="checkbox"/> | ⑮ | <input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> | ⑯ | <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> |
| 申請時 (します) | (2) 適正な防除 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請時 (します) | (7) 環境関係法令の遵守等 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑪ | <input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑫ | <input type="checkbox"/> 関係法令の遵守 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑬ | <input type="checkbox"/> GAP・HACCPについて可能な取組から実践 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑭ | <input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑮ | <input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑯ | <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(3) エネルギーの節減</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥</td> <td><input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | 申請時 (します) | (3) エネルギーの節減 | 報告時 (しました) | ⑥ | <input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める | <input type="checkbox"/> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請時 (します)</th> <th>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</th> <th>報告時 (しました)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦</td> <td><input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td><input type="checkbox"/> ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/>） 家畜排せつ物の管理基準の遵守</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | 申請時 (します) | (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | 報告時 (しました) | ⑦ | <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> | ⑧ | <input type="checkbox"/> ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請時 (します) | (3) エネルギーの節減 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請時 (します) | (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | 報告時 (しました) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ | <input type="checkbox"/> ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<主な環境関係法令の遵守>

助成対象者は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成45年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

第4号様式（第7条関係）

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長

長崎市経営継承・発展等支援事業採択結果通知書

令和 年 月 日付で応募のあった長崎市経営継承・発展等支援事業について、長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結果 採択 ・ 不採択

第5号様式（第9条、第10条関係）

長崎市指令 第 号
年 月 日

様

長崎市長

長崎市経営継承・発展等支援事業実施計画（変更）承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付で承認申請のあった長崎市経営継承・発展等支援事業について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第9条又は第10条第2項の規定により通知します。

記

1 承認 ・ 不承認

第6号様式（第11条、第13条関係）

長崎市経営継承・発展等支援事業収支予算書

○ 収入の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備 考 |
|------|--------|--------|------|-----|
| 市補助金 | | | | |
| 融資 | | | | |
| 自己資金 | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

○ 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減 | 備 考 |
|------------------|--------|--------|------|-----|
| 経営継承・発展等 支援事業 | | | | |
| 合 計 | | | | |

第7号様式（第12条関係）

交付決定前着手届

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

下記の補助事業について、早急に事業に着手したいので、長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1. 事業名 | 令和 年度経営継承・発展等支援事業 |
| 2. 事業実施場所 | |
| 3. 事業内容 | |
| 4. 実施時期 | 着手予定 令和 年 月 日 完了予定 令和 年 月 日 |
| 5. 事前着手を必要とする理由 | |

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

長崎市経営継承・発展等支援事業取組完了報告書

長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類（納品書等の写し）

経営発展計画（様式第2号）に事業の取組の実績を記載したもの
事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

第9号様式（第18条関係）

長崎市経営継承・発展等支援事業収支決算書

○ 収入の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備 考 |
|------|--------|--------|------|-----|
| 市補助金 | | | | |
| 融資 | | | | |
| 自己資金 | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

○ 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比較増減 | 備 考 |
|------------------|--------|--------|------|-----|
| 経営継承・発展等 支援事業 | | | | |
| 合 計 | | | | |

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

| 地区名 | | 地区 | | 事業実施年度 | | 年度 | | 農林水産省所管 経営継承・発展等支援事業 | | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘要 |
|------|-------|------|--------------|--------------------|-----|-----------|-----------|----------------------|-------|-----------|----------|-----|--------|---------|-------|-------|----|
| 事業区分 | 事業の内容 | | | | | 工期 | | 総事業費 | 経費の配分 | | | | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 | |
| | 事業種目 | 事業主体 | 工種構造 施設区分 | 施工箇所 又は 設置場所 | 事業量 | 着工 年月日 | 竣工 年月日 | | 国庫補助金 | 都道府 県費 | 市町村 費 | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（又は額の確定）の通知のあった補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金決定（又は確定）額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金決定（又は確定）時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3から2を減じた額） | 金 | 円 |
| 5 | 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳 （根拠となる書類を添付すること。） | | |

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

長崎市経営継承・発展等支援事業実施状況報告書

長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、令和 年度において実施した経営継承・発展等支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

| 成果目標 | 実施状況 | 目標未達成となった主な理由等 | 目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等 |
|---------------|------|----------------|-------------------------|
| 付加価値額の向上 | | | |
| 経営面積、飼養頭羽数の拡大 | | | |
| 従業員数の増加 | | | |

- （注） 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。
2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

第13号様式（第23条関係）

住所等変更届

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

長崎市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱第23条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

| | |
|-----|----------------------------|
| 変更前 | 氏名 住所 電話番号 その他（ ） |
| 変更後 | 氏名 住所 電話番号 その他（ ） |